

篠山市農都創造条例(案)に対するパブリックコメント手続実施結果について

- 1 意見の募集期間:平成26年10月9日(木)から平成26年11月7日(金)まで
- 2 意見の提出者数・意見数
  - (1)提出者数 3人
  - (2)意見数 19件
- 3 パブリックコメントに対する意見と回答

No	パブリックコメントに対する意見	回答	案の修正
1	<p>・産業としての農業という捉え方の補強について(第3条)</p> <p>(2)に「互いに助け合う農業を推進し、多様な担い手の連携により魅力ある農業が持続的に発展すること」とあるが、意欲ある農業者が産業としての農業を営んでいるような状況にならないと長期的には地域の農業は衰退に向かうことにならざるをえず、持続させることは困難になると考える。</p> <p>一方、別途パブリック・コメントに付されている「ふるさとの森づくり条例(案)」第3条(2)には、「ふるさとの森づくりを産業として推進すること」とある。</p> <p>については、「農都創造条例(案)第3条(2)」を「互いに助け合う農業を推進し、多様な担い手の連携と意欲ある多数の農業者による魅力ある農業及び産業としての農業が持続的に発展すること」と補強すべきである。</p>	<p>条文内における農業は、産業としての農業を指しているの で、農業と産業としての農業を区別する必要はないと考えます。</p> <p>一方、篠山市ふるさとの森づくり条例(案)第3条第1項第2号では、「木材を市内で生産するだけでなく、森林資源を生物多様性工法の建築資材、バイオマス発電等の資源として利用するなど、森林資源の循環型システムの構築を通じて、ふるさとの森づくりを産業として推進すること。」とし、基本理念として森づくりを産業として推進するということを示しています。</p>	修正無し
2	<p>・農業者の協同組合としての農業協同組合の位置づけ方の補強について(第2条、第4条、第6条)</p> <p>第2条(2)に農業団体として、「農業協同組合、土地改良区、その他農業に関わる団体」とあり、第6条で「農業団体は、農業者等の農業生産活動を支援するとともに、市と連携して施策を実施するよう努めるものとする」とあるが、農業協同組合は、農業者を組合員とする協同組合であり、事業を通じて組合員に奉仕することを目的としており、施策実施のための団体ではない。農業協同組合をその他の農業団体と一括して記述しようとしたことから生じた問題と考えられる。</p> <p>「ふるさとの森づくり条例(案)」第5条第2項には、森林組合の責務として「組合員に働きかける」ことが記述され、同条第3項には、「施策に対し、協力するよう努</p>	<p>ご意見に即して、下記のとおり修正します。</p> <p>第6条を「<u>農業団体は、農業者等の農業生産活動を支援するとともに、本市の農業及び農村に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>」に修正します。</p>	修正有り

	<p>めなければならない」と森林組合が協同組合であることを踏まえた記述となっている。</p> <p>については、第2条(2)を「農業協同組合 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する組合」とし、同条(3)を「農業団体 土地改良区、その他農業に関わる団体(農業協同組合を除く)」とし、同条(4)を「事業者 農産物の流通、加工又は販売に関わる個人又は法人(農業協同組合を除く)」としたうえで、</p> <p>第4条第2項を「市は、前項の施策を実施するに当たっては、<u>農業者、農業協同組合、農業団体</u>、市民及び事業者並びに国及び県と適切な連携を図らなければならない。」とし、</p> <p>第6条に「<u>農業協同組合</u>は、農業及び地域社会の持続的発展に向けて当該組合員に働きかけるとともに、組合員の農業生産、農産物の販売等を支援するとともに、本市の農業及び農村に関する施策に協力するよう努めるものとする。」を挿入し、第6条以降を第7条以降に送るべきである。</p> <p>また、第13条1項及び2項に「<u>農業協同組合</u>」の語句を挿入し、「市、<u>農業者、農業協同組合</u>および農業団体は(後略)</p> <p>2 市は、<u>農業者、農業協同組合、農業団体、事業者及び市民</u>(後略)」とし、第16条第4項(2)を「<u>農業協同組合又は農業団体</u>の代表者」とすべきである。</p>		
3	<p>・農業の担い手の育成についての記述について(第9条)</p> <p>第9条に農業の担い手の育成についての記述があるが、「集落の農業者」と言う表現の意味するところがわかりにくい。また、第1項が「必要な支援」と記述され、第2項が「必要な施策」と記述されているのもわかりにくい。</p> <p>農業は担い手があって持続するものであり、この条は極めて重要である。また担い手は、現在の農業従事者、後継者、定年等の帰農者、地区内外からの新規参入者等の多様な担い手が必要であるという趣旨を明確にする必要がある。</p> <p>については、第9条の記述を「市は、<u>農業者の農業生産への意欲向上</u>を図るとともに、<u>多様な担い手の確保のために必要な施策</u>を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、<u>農業の中核を担う意欲ある後継者や新規参入の農業者</u>を確保し、<u>育成を図るために必要な施策</u>を講ずるものとする。」</p> <p>とすべきである。</p>	<p>第9条第1項を「<u>農業者の生産意欲向上</u>を図るとともに、<u>多様な担い手の確保のために必要な施策</u>を講ずるものとする。」に修正します。</p> <p>第9条第2項については、今後策定する計画のなかで検討します。</p>	修正有り

4	<p>(基本理念) 第3条第1号</p> <p>市民は農業及び農村の維持活動に参画し、先人から受け継いだ豊かな農地を守り、農村文化と美しい景観を次世代に引き継ぐこと。</p> <p>解説: 今日、農村には古くから守られてきた、お講、鎮守の森等の祭礼、氏神祭礼等の伝統的な農村行事が失われつつある。元来、農業は村落の諸行事の営みから生産活動が行われてきたものであって、これらのことを失えば、農業生産は単なる物作りになり、農都篠山らしさが生まれてこない。</p>	<p>基本理念では、今後の農業及び農村の維持や農地の保全を優先的な課題としています。ご意見のとおり、農村文化の伝承についても、本市の農村の特徴を現すうえで重要であることから、今後策定する計画のなかで検討させていただきたいと考えます。</p>	修正無し
5	<p>(基本理念) 第3条第2号</p> <p>共存・共栄の理念に基づいた農業を推進し、確かな担い手の連携により魅力ある農業が持続的に発展すること。</p> <p>解説: 共存・共栄とは古くから言われてきて、今日では“死語”になりつつあるが、農村と農業生産には共存・共栄が基本であって、単なる「互いに助け合う」ことでは農業は維持できない。例えば過去には、機械や施設の共同利用、農業技術の情報交換による共有化などで、地域農業が栄えていた。今日では個人的な経済の発展により、農村は独りよがり好き勝手な農業が展開されている。今日、最も大切なことは「共存・共栄」の理念を正し、農業者の全てが意識し、行動しなくてはならない。確かな担い手については、後に記述する(担い手育成)の項で解説する。</p>	<p>「共存・共栄の理念」のご意見については、現行分案文にその内容を含んでいると考えております。</p> <p>「確かな担い手」は、今後策定する計画の中で、多様な担い手についての具体的な方策や位置付けについて、検討させていただきたいと考えます。</p>	修正無し
6	<p>(市の責務) 第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき多角経営により農業及び農村の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。</p> <p>解説: 現在の篠山市農業は米＋黒大豆経営で占めて、次への進化が見えてこない。この現状では、数年後には篠山農業は沈下し、農業後継者も育たない。今後の方向はビニールハウス等の施設園芸や栗、柿、ぶどう等の果樹を取り入れた多角的な農業経営に変革し、儲かる農業を展開しなければならない。振興策の課題としてとして最も急がれる問題である。</p>	<p>農業の振興の中に、「多角経営」に関する内容は包含されると考えております。多角経営の具体的な内容は、今後策定する計画のなかで検討させていただきたいと考えます。</p>	修正無し

7	<p>(農業者等の役割)</p> <p>第5条 農業者は、自らが農村における共存・共栄を糧に、地域づくりの主体であることを認識し、安心して安全な農作物の安定的な供給、地域の自然環境の保全、市民及び都市住民との交流により農業及び農村の振興に努めるものとする。</p> <p>解説:前条で解説済み</p>	<p>ご意見については、現行条例案に含まれているものと考えております。具体的な内容は今後策定する計画のなかで検討させていただきます。</p>	修正無し
8	<p>(農業団体等の役割)</p> <p>第6条 農業団体は、農業者等の農業生産活動と新たな農業生産方式を確立し支援するとともに、市と連携して施策を実施するよう努めるものとする。</p> <p>解説:4条で施設園芸や果樹の導入を解説したように、新たな産物育成が必要であるので、農業団体等は新たな農業生産を確立するため、現地試験の実施、モデル農業の設置、技術取得のための研修会、講習会の実施、生産組織化の推進等の農業者に対して専門的な実践教育が必要である。それらの実践と指導によって篠山農業の新たな農業方式を確立して普及を図るべきである。</p>	<p>新たな農業生産方式については、農業生産活動に含まれているものと考えております。具体的な内容については、今後策定する計画のなかで検討させていただきます。</p>	修正無し
9	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、市内で生産された農産物の利用を図るとともに、安心して安全な食料を安定的に消費者に供給し、その事業活動において本市の農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。</p> <p>解説:省略</p>	<p>事業者が供給する食料については、市内で生産された農産物利用を促進いただきたいと思いますと考えています。安定的な供給については、農業者が安定的な生産ができるよう、関係者と連携し進めていきたいと考えています。</p>	修正無し
10	<p>(市民の役割)</p> <p>第8条 市民は、農業生産と農村文化を守り農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、市内で生産された農村物を積極的に消費し、伝統文化を培う農村の保全に協力するよう努めるものとする。</p> <p>解説:省略</p>	<p>近年、農村集落の農業者だけでは伝統行事の運営が困難になってきている現状があります。農村文化を如何に守っていくかについては、今後策定する計画のなかで検討させていただきます。</p>	修正無し
11	<p>(農業の担い手の育成)</p> <p>第9条 市は、集落の農業者の多角経営化による生産意欲向上を図るとともに、高度な農業技術を擁する確かな担い手の確保に必要な支援を講ずるものとする。</p>	<p>ご意見については、今後策定する計画のなかで検討させていただきます。</p>	修正無し

	<p>解説： 4 条で解説済であるが、農業に対する安易な考えによる担い手は生活安定が保証されない。今後、篠山農業をより深化させるために、施設園芸や果樹産地のためにはかなりの投資が必要であるので、失敗は許されない。そのため、専門教育を習得した確かな意欲ある担い手でなければならない。担い手となった者に対し、技術研修等の機会を提供し支援策を講ずることが必要である。</p>		
12	<p>(個性ある産地の形成) 第 10 条 市は、特産農作物の安定的な生産、品質の向上、新たな農業技術及び新規作物の導入と多角的な経営に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>本条文は、農作物の生産振興方針を規定しており、ご指摘の事項については、今後策定する計画のなかで検討させていただきたいと考えます。</p>	修正無し
13	<p>追加 (農地の保全と活用)の次に追加 (農村文化の醸成) 条文 市は、農業及び農村で育んできた伝統文化を保存し、将来にわたって維持し継承していくものとする。</p>	<p>近年、農村集落の農業者だけでは伝統行事の運営が困難になってきている現状があります。農村文化を如何に守っていくかについては、今後策定する計画のなかで検討させていただきたいと考えます。</p>	修正無し
14	<p>第 15 条 計画は、農業及び農村の共存・共栄にもとづいて、持続的な発展に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。</p>	<p>ご指摘の内容は、現行条例案に包含していると考えております。</p>	修正無し
15	<p>第 3 条 義務条項を努力条項に替えよ。 「農業及び農村の振興は、次に掲げる基本理念により行わなければならない」 (3)「特産農村物の伝統を守り、安定的な生産及び安心で安全な品質の確保に努める・・・」 農産物に対する消費者の志向は、「価格」とともに「安心・安全」である。しかし、これまでの篠山市における「農産特産物」に対する市の姿勢はどうであっただろうか。冬季に行われる各種「栽培研修会」や「農業振興大会」において、そのことが強調された記憶はここ数年、会に参加した限りでは、記憶にない。実践報告には、何種類もの農薬を使用したことが報告される。もちろん、使用される農薬は承認されたものであり、否定されるべきものでもない。しかし、使用する農薬を少しでも少なくする「減農薬」、さらに進んで「無農薬」によって生産された農産物を求めているのが現在の消費者である。そのことを考えると、共催したり、協賛する研修会、大会において「安心・安全」を積極的に取り上げてこなかった市が、「この『基本理念により行わなければならない』」として、この課題を推進できるのであろうか？ 行政がその具体</p>	<p>ご意見のとおり、「行わなければならない」という表現について、市民の負担となることから、「<u>農業及び農村の振興は、次に掲げる基本理念によるものとする。</u>」に修正します。</p>	修正有り

	<p>的な対策を考え、実施しうるのが甚だ疑問である。また、負担に思ふ農家もあろうことを考えると、「行わなければならない」とする義務条項を努力条項とする文に変更すべきである。</p>		
16	<p>第5条 「農業者の役割」は全文考え直すべきである。  「地域づくりの主体であることを認識し押しつけがましい文ではある。  「安心・安全な農産物の安定的な供給」安定的な供給が農家の責任であろうか？生産量の全体的な把握もできないのに。  「地域の自然環境の保全」各農家が個々にもやっているし、村の共同作業としても、日常的に行っていること。国道のノリ面の草刈りすらしているのに……余計なお世話という条項だ。  「市民及び都市住民との交流……」誰もがそんなことにも努力する必要があるのだろうか？どんな手立てで？「楽農パートナー」制度など、市はどれほど積極的、大規模に広めようとしたのか？農家にどれほど認知されているだろうか？この項目は、市の責務として入れるべきものである。</p>	<p>食料の安定的な供給は、国が示す「食料・農業・農村基本法」を鑑み、国内の農業生産の増大を図る必要があることから、本条例も同様の内容を示しています。  本市の農村景観は、市内の農業者を中心に日常的に作業されていることで、地域資源として保全されていることに敬意を表します。今後、高齢化と人口減少が進むなかにおいて、市内外との連携などにより、農村の環境を保全していく必要があると考えます。  第14条に交流と連携として市の基本方針を示していますが、主体となる農業者や地域住民の創意工夫が重要と考えますので、ご協力をお願いいたします。</p>	修正無し
17	<p>第8条 地消の努力条文を削除せよ。  「……市内で生産された農産物を積極的に消費し、……」  そのような努力を市民に要請できるだろうか？何を買うかは、個人の自由である。味土里館や朝市など購入場所も限られている。果たして、地産地消のプログラムができるのか？</p>	<p>地元産農産物の利用として学校給食での利用や、食育の推進など今後とも推進していく必要があると考え、現行条例案とします。</p>	修正無し
18	<p>第9条 第2項を削除せよ。  「市は、農業の中核を担う意欲ある農業者の育成を図るため……」とあるが、「意欲ある農業者」とはなにか？大規模農家？若手農業者？新規参入者？意欲ある農業者と書くからには、「意欲なき農業者」の存在を考えていることは間違いないことであろう。  「意欲なき農業者」とはなにか？兼業農家？小規模農家？高齢農業者？だが、手間のかかる特産農産物を栽培して篠山ブランドを、篠山の農業を支えているのはこれらの農業者ではないのか。特に、高齢の農業者の存在なくして篠山の農業は需要に応えることができないのが現実であろう。</p>	<p>ご意見のとおり「意欲ある」を削除し、「市は、農業の中核を担う農業者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。」に修正します。</p>	修正有り

	<p>高齢者も米・黒大豆・山の芋等の栽培に励み、また水路の維持管理、畦畔の草刈りなど環境保全に努めている。高齢ゆえに作業が叶わぬこともあるが、それは意欲のないこととは異なる。</p> <p>「意欲ある農業者」の記述を削除することを断固求める。</p> <p>それは、農家を「意欲ある」「意欲なき」と分けていることであり、農家を侮辱するものである。ましてや、条例にまで書き込んで、篠山の農家を分断するなど、とんでもないことであり、法規には全くそぐわないものである。</p> <p>次ページの二つの写真は私の村内で、他地区の大規模農家が請け負っている二つの水田のようすである。</p> <p>左は水田の畔と国道のノリ面は草刈りもされず、電気柵にまで草が伸びて漏電して電気柵の役目を果たしていない。右の写真は、鹿に稲が食害されたまま放置されている様である。この周囲の田畑には鹿除けののり網がめぐらされており、鹿害は他地区の農業者であつても容易に分かる。それであるにも関わらず最初からのり網、ワイヤーメッシュなどの対策をしていなかった。はじめから耕作する意思などなかったと思うしかない。これが「意欲ある農業者」のやることであろうか。</p> <p>実は、この二つの水田は、ここ4年で耕作者が3事業体も代わっている。市に提出された書類では、今でも最初の大規模農家が借り受け人(耕作者)であろうと推察しているが。</p>		
19	<p>「高齢農業者」の果たす役割を書き加えよ。</p> <p>上述のように、篠山の農業を支えているのは高齢の農家である。高齢者が農業に取り組んでいることは、農業生産のみならず、生きがいなで社会福祉の観点からも考えて良いことがらである。</p>	<p>本市の農業生産や農村保全については多くの高齢者の方々に支えられており、年齢階層の将来推計においても高齢者の役割の重要性について条例検討委員会でも議論されたところであります。ご意見については、具体的な施策として今後策定する計画のなかで検討させていただきたいと考えます。</p>	